明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件（**法務**四六五～四六七）　一

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件（**同**四六八～四七〇）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**四七一）　二

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**三二七～三三一、三三四）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**三三二）　五

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**三三三）　六

○保安林の指定をする件（**農林水産**一四二九～一四三七）　六

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**防衛**一八〇、一八一）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（**同**一八二～一八六）　八

○海上における射撃等訓練を実施する件（**同**一八七）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**一三一、一三二）　八

〔人事異動〕

内閣　総務省　経済産業省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労働　九

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔資料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公告〕

諸事項　一〇

官庁

被害回復事務管理人選任、証票無効　一〇

関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一〇

告示

○法務省告示第四百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年十月八日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社伊東大和館　静岡県伊東市寿町一番一号

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社伊東大和館	静岡県伊東市寿町一番一号	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年十月八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第四百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年十月八日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社伊東園　静岡県伊東市松川町一番十二号

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社伊東園	静岡県伊東市松川町一番十二号	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年十月八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第四百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年十月八日

法務大臣　千葉　景子

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社ウオミサキ　静岡県熱海市和田浜南町七番地二号

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社ウオミサキ	静岡県熱海市和田浜南町七番地二号	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年十月八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間